

公益社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅防火補助事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構（以下「機構」という。）が、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構定款第4条第1項第4号及び公益社団法人全国公営住宅火災共済機構業務方法基本規程第5章の規定に基づいて実施する住宅防火補助事業（以下「補助事業」という。）について定めることを目的とする。

(補助事業の目的)

第2条 補助事業は、会員から共済委託を受けた住宅及び共同施設（以下「住宅等」という。）の防火・防災等のための施設又は設備（以下「防火施設等」という。）に対する整備努力並びに会員が行う住宅等の入居者に対する防火の取組（以下「防火活動」という。）を支援し、もって火災等による損害の軽減・防除の実を挙げるため、第4条の年度要綱で定められた額の範囲内で実施する。

(補助対象及び補助基準等)

第3条 補助事業の対象は、住宅等及び住宅団地内に関し、会員により整備、設置又は購入される防火施設等及び防火活動であって、補助対象及び補助基準等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助申請限度額)

第3条の2 一 会員が補助申請することができる金額（以下「補助申請限度額」という。）は、当該会員の年間掛金額の二分の一に相当する額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、一会員に係る火災共済委託契約額総額の再調達価額総額に対する割合（以下「平均付保率」という。）が65%未満の場合の補助申請限度額は、前項に規定する額に当該平均付保率を乗じた額とする。

(年度要綱)

第4条 機構は、補助事業実施のため、毎年度、住宅防火補助要綱（以下「年度要綱」という。）を策定し、会員に通知する。

2 年度要綱においては、一会員が当該年度に受けることができる補助対象防火施設等及び防火活動の補助金額の限度額を定めるものとする。

(補助申請)

第5条 補助を受けようとする会員は、別に理事長が定める公益社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅火災共済事業実施規程等施行細則（以下「施行細則」という。）で定める住宅防火補助申請書に、防火施設等に係る申請については第1号及び第2号、防火活動に係る申請については第3号に掲げる書類を添付して、年度要綱で定める内容に即して期日までに機構に補助申請を行うものとする。

一 購入見積書又は工事見積書

二 補助対象防火施設等の設置状況を示す団地配置図又は平面図

三 年度要綱に定める防火活動の実施計画の概要及び防火活動実施予定経費に関する書類

(承認と調整)

第6条 機構は、補助申請に対して承認を行うに際しては、次の各号に定めるところにより衡平に調整を行わなければならない。

- 一 前条の補助申請の額の総計（以下「申請総額」という。）が、補助事業の予算額（年度要綱に基づき理事長が執行予定額を定めた場合は当該執行予定額。以下同じ。）以下の場合、個々の申請額を個々の承認額とする。
- 二 申請総額が、補助事業の予算額を超える場合は、当該予算額を申請総額で除して得た率を、個々の申請額に乗じたものを個々の承認額とする。

（条件の付与）

第7条 機構は、補助申請の承認にあたって、必要な条件を付することができる。

（事業の中止の届け出）

第8条 会員がやむを得ない理由で事業を中止しようとする時は、機構に届け出てその承認を受けなければならない。

（交付申請）

第9条 会員は、補助事業が完了したときは、できるかぎり早く施行細則で定める住宅防火補助金交付申請書に、防火施設等に係る申請については第1号から第3号、防火活動に係る申請については第4号に掲げる書類を添付して、機構に提出するものとする。

- 一 補助対象防火施設等の写真
- 二 物品購入契約書若しくは工事請負契約書又はこれらに準ずる書類
- 三 納品書若しくは工事竣工調書又はこれらに準ずる書類
- 四 年度要綱に定める防火活動の実施状況及び防火活動実施所要経費に関する書類

（補助金額の決定）

第10条 機構は、会員からの工事完了報告又は防火活動の実施報告に基づき、補助金額を決定し、交付するものとする。

（端数処理等）

第11条 事業承認額及び補助金額は、100円未満を切り捨てるものとする。

（電子情報処理組織による手続き）

第11条の2 会員は、この規程に基づく補助申請及び補助金交付申請については、電子情報処理組織を使用して行うことができる。機構に対して電子情報処理組織による補助申請及び補助金交付申請があったときは、この規程に基づく補助申請及び補助金交付申請があったものとみなす。

（委任）

第12条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 防火・住宅施設改善助成実施要綱は、廃止する。

附 則

この規程は、平成14年6月25日から施行し、同日より適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する

2～5 (削除)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

[別表]

| 補助対象 | 補 助 基 準 |
|---|--|
| 消 火 器 等 (消火器格納箱を含む) | ・住宅は2戸に1本、共同施設は1棟に1本とする。 ・補助単価は、年度要綱で定める。 |
| 消 火 栓 等 (消火栓ホースを含む) | ・概ね20戸ごとに1基とする。 ・補助率は、年度要綱で定める。 |
| 構内照明灯 | ・補助単価は、年度要綱で定める。 |
| 住宅用火災警報器 | ・1戸につき3基までとする。 ・補助単価は、年度要綱で定める。 |
| ガス警報器 | ・1戸につき1基までとする。 ・補助単価は、年度要綱で定める。 |
| 避難はしご、避難ハッチ | ・補助率は、年度要綱で定める。 |
| 防火活動支援事業 | ・補助基準は、年度要綱で定める。 |
| その他第2条の目的 の達成のために必要な 範囲で理事長が定める 補助対象 | ・補助基準、補助率及び補助単価は、年度要綱で定める。 |

注 1 補助単価とは、1対象物に対する補助額をいう。

2 補助率とは、事業に係る経費に対して補助する率をいう。